

# 「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令(案)」に対する意見募集の結果について

令和7年2月13日(木)

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室  
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境経済室

「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令(案)」について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

## 1. 概要

- (1)意見募集期間: 令和6年12月17日(火)～令和7年1月15日(水)
- (2)実施方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法: e-Govの「意見提出フォーム」、郵送

## 2. 意見募集の結果

- (1)意見件数: 1件うち有効件数1件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方: 別紙のとおり

## お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>コンビナート各社が共同出資した自家発電所における CO<sub>2</sub> 排出係数について、現在は需給各社向けに一律の CO<sub>2</sub> 排出係数を用いているが、今後、小売電気事業者と同様に、燃料構成（使用燃料、購入電力）に応じた CO<sub>2</sub> 排出係数を需給各社毎に設定し適用することを認めていただきたい。</p>	<p>電気事業者以外から供給を受けた電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数については、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものを用いることとしています。</p> <p>そのため、自家発電所からの電気については、原則として、実測等に基づく係数として1つの係数を設定することとなりますが、総排出量が適切に分配され報告漏れが生じないことを担保できる場合は、複数の係数を設定し適用することも考えられますので、事務局に御相談ください。</p>

以上